別表第十二㈢

結　婚　・　子　育　て　資　金　非　課　税　取　消　申　告　書

税務署長殿　　平成　年　月　日

受贈者	ふりがな	
	氏名	㊞
	住所又は居所	
	個人番号	
	生年月日（年齢）	昭・平　．　．　（　歳）

既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書等に係る結婚・子育て資金管理契約につき、下記の通り租税特別措置法第70条の2の3第2項第4号に規定する非課税拠出額が減少することとなつたので、この旨申告します。

取扱金融機関の営業所等	名称		法人番号	
	所在地			
既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書	非課税拠出額	贈与者の氏名	提出先の税務署	
			税務署	
			税務署	
非課税拠出額減価額に関する事項	非課税拠出額減価額	取消年月日		
非課税拠出額が減少することとなつた事情の詳細及び事情の生じた年月日				
（摘要）		取扱金融機関の営業所等の受理年月日		

（用紙　日本工業規格　A４）

備考

1　この申告書は、既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書（以下この表において「結婚・子育て資金非課税申告書等」という。）に係る結婚・子育て資金管理契約に基づいて信託された金銭等、預入した金銭又は購入した有価証券の一部について、遺留分による減殺の請求があつたこと、信託法第11条第１項の規定による取消権の行使があつたこと又は民法第424条第１項の規定による取消権の行使があつたこと（以下この表において「取消し等」という。）により当該結婚・子育て資金管理契約に係る信託受益権、預金若しくは貯金又は有価証券の価額が減少することとなつた場合に、当該結婚・子育て資金非課税申告書等を提出した受贈者が、遅滞なく、当該結婚・子育て資金管理契約に係る取扱金融機関の営業所等を経由し、当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出すること。

2　この申告書の記載の要領は、次による。

⑴　「受贈者」の欄の

㈠　「氏名」、「住所又は居所」及び「生年月日（年齢）」の項は、この申告書を作成する日の現況により記載すること。なお、相続税法の施行地に住所及び居所を有しない場合には、「受贈者」の「住所又は居所」の項には、同法第62条第２項の規定により定めた納税地を記載すること。

㈡　「個人番号」の項には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号を記載すること。

⑵　「取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、「何銀行何支店」のように記載すること。

なお、「法人番号」の項は、当該取扱金融機関の営業所等の長が当該取扱金融機関の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号を記載すること。

⑶　「既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書」の欄の「非課税拠出額」の項には、上記１の結婚・子育て資金非課税申告書等に法第70条の２の３第１項の規定の適用を受けるものとして記載した信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち、取消し等の行われた信託又は贈与に係る信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載すること。

⑷　「非課税拠出額減価額に関する事項」の欄の

㈠　「非課税拠出額減価額」の項には、上記⑶の非課税拠出額のうち取消し等が行われた額を記載すること。

㈡　「取消年月日」の項には、上記⑷㈠の取消し等が行われた年月日を記載すること。

⑸　「非課税拠出額が減少することとなつた事情の詳細及び事情の生じた年月日」の欄には、上記１の結婚・子育て資金管理契約に基づいて信託された金銭等、預入した金銭又は購入した有価証券の一部について取消し等の行われる基因となつた事情の詳細及びその年月日を記載すること。

⑹　受贈者の法定代理人がある場合には、「（摘要）」の欄に当該法定代理人の氏名及び住所又は居所を記載すること。